

東京社会保険協会

# 社会保険新報

5

MAY

平成28年/No.787

## 目次

- 東京社会保険協会 創立70周年にあたって／2
- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
  - ・被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします／3
  - ・協会けんぽと年金事務所 どちらへ手続き？／4
- 日本年金機構からのお知らせ
  - ・平成28年度 年金額改定等について／5
  - ・平成28年度 算定基礎届等の届出用紙の送付等／6
  - ・賞与支払届の提出のお願い／6
  - ・国民年金ひとことメモ／6
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
  - ・ストレスチェックのご案内／7
- 東京社会保険協会からのお知らせ
  - ・年金シニアライフセミナーと社会保険の基礎知識事務講習会  
受講者を募集します／8・9
  - ・東京社会保険協会 新規加入のご案内／9
- すいそう
  - ・東西南北／9

東京社会保険協会のホームページ ▶▶ <http://www.tosyakyo.or.jp>

## 東京社会保険協会 創立70周年にあたって



一般財団法人 東京社会保険協会  
会長 猿渡 智

『社会保険新報』をご愛読の皆様には、平素より本会の事業運営にご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

おかげさまで、東京社会保険協会は創立70周年を迎えました。

顧みますと、本会は終戦直後の混乱の中、関係者の願いとご努力により「東京都下の社会保険被保険者の福利厚生を図ると共に社会保険制度の普及発達に資する」ことを目的とした財団法人として、昭和21年3月、東京都長官の認可を得て設立されました。設立当初は社会経済情勢が不安定で、本会の事業運営も困難を極めていたようではありますが、多くの先人たちのご尽力と関係者のご協力により幾多の困難を乗り越え、日本の社会保険制度の発展と軌を一にするように本会も発展してまいりました。

この間、社会保険制度の周知啓発のための広報活動のほか、社会保険医療を実践する病院・診療所の開設、成人病予防健診を実施する健診センターの運営、被保険者の健康づくりと福利増進を目的とした体育施設や保養所の運営など、多種多様な事業を展開してまいりました。

現在は、会員事業所から納付していただいた会費を財源として、『社会保険新報』の配信や事務講習会等の開催、会員事業所の被保険者や被扶養者のための福利厚生事業を実施するとともに、本会直営のフィオーレ健診クリニックにおける各種の健康診断を通じて、被保険者等の健康管理を支援しています。

とりわけ、本会の重要な使命である社会保険制度の周知啓発に資する事業として、昭和24年7月に創刊した『東京社会保険新報』は、当初のタブロイド版新聞2ページの隔月発行から、サイズやページ数等の変更、紙媒体から電子媒体へと、時代の変遷とともに手法は変わっても、社会保険制度に関する最新の情報を皆様にお伝えするという使命のもと、66年余の歴史を経て、本月号は787号となりました。

これも毎月記事を提供していただく日本年金機構や全国健康保険協会をはじめ、編集委員の皆様のご多大なるご尽力の賜物と深く感謝を申し上げる次第であります。

このたび、創立70周年を迎えましたことを契機として各事業をさらに推進し、皆様のお役に立てるよう尽力してまいり所存であります。

今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、創立70周年のご挨拶といたします。

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ****被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします**

協会けんぽでは、医療費および高齢者医療制度への支援金・納付金の適正化を図ることを目的に、協会けんぽの被扶養者（加入者のご家族）の皆様が、現在もその状況にあるかどうかを確認させていただくため、**被扶養者資格の再確認を実施**しています。今年度も6月上旬から7月上旬にかけて、順次、事業主の皆様へ「**被扶養者状況リスト**」等をお送りします。ご協力をお願いします。

**平成27年度の実績** ●解除による支出削減効果：約31.5億円 ●解除人数：約7.3万人（平成27年10月末現在）

被扶養者を解除となった理由は、大半が、「就職したが、解除する届出を年金事務所へ提出していなかった」でした。また、収入超過によるものもありました。

**平成28年度の実施概要****対象者**

平成28年5月中旬現在、協会けんぽの被扶養者の皆様を対象となります。ただし、次に該当する場合は除きます。

- ① 平成28年4月1日において18歳未満の場合
- ② 認定日が平成28年4月1日以降の場合
- ③ 任意継続被保険者の被扶養者の場合

**事業主の皆様へ送付するもの**

- ① 被扶養者状況リスト（正・副）
- ② 説明用リーフレット
- ③ 被扶養者調書兼異動届（正・副）
- ④ 返信用封筒

対象者がいない場合は、再確認が不要のため、送付しません。

**実施方法**

6月上旬から7月上旬にかけて、順次、事業主の皆様にお送りする「被扶養者状況リスト」（以下、「リスト」といいます。）で、被扶養者資格の再確認をしていただきます。確認後、必ず同封の返信用封筒で提出してください。

返信用封筒は、被扶養者資格の再確認専用です。他の書類は同封しないようお願いします。

**協会けんぽ（送付）**

6月上旬から7月上旬にかけて、事業主に上記の書類を順次送付。

**事業主（再確認）**

「リスト」で被扶養者資格を確認後、「リスト（正）」を提出。 **提出期限：平成28年8月1日**  
解除となる被扶養者がいる場合は、同封の「被扶養者調書兼異動届（正・副）」に記入し、解除となる被扶養者の健康保険証を添付して、「リスト（正）」と一緒に提出してください。

**協会けんぽ（内容確認）**

「リスト（正）」等の内容確認後、「被扶養者調書兼異動届」を年金事務所へ回送。

**年金事務所（審査・送付）**

被扶養者の審査および解除処理後、「被扶養者調書兼異動届」の控えを事業主へ送付。  
国民健康保険への切り替えなどで、解除の手続きをお急ぎの場合は、「健康保険被扶養者（異動）届」を管轄する年金事務所へ直接提出してください。

**事業主（保管）**

送付された「被扶養者調書兼異動届」の控えを保管。

**！届出は、そのつど必要です**

健康保険では、ご家族が健康保険の被扶養者になるほか、就職した、収入が一定額を超えたなどの理由で、被扶養者の条件に該当しなくなったときも、管轄の年金事務所へ「健康保険被扶養者（異動）届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合は、すみやかに届け出てください。

**情報提供サービスについて**

平成27年度から、被扶養者データをダウンロードできる情報提供サービスを休止しています。（再開の目途はたっておりません。）平成28年度につきましても、紙の「被扶養者状況リスト」を送付しますので、ご提出をお願いします。情報提供サービスをご利用の事業主の皆様には、大変ご迷惑をおかけして申し訳ありません。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、それぞれの健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

# 協会けんぽ と 年金事務所 どちらへ手続き？

## 協会けんぽ東京支部で受け付ける書類

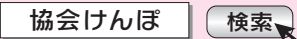
協会けんぽ東京支部では、加入者の皆様の健康保険給付のほか、健康保険証の再交付、健診・保健指導、任意継続被保険者の手続きなどを行っています。

手続きの内容	主な申請書・届出書
健康保険給付に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険給付の申請書 (療養費、高額療養費、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金 など)</li> <li>健康保険限度額適用認定申請書 など</li> </ul>
任意継続被保険者に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険任意継続被保険者資格取得申出書</li> <li>任意継続被保険者資格喪失申出書</li> <li>任意継続被保険者氏名住所変更届 など</li> </ul>
健康保険証の再交付に関する事 再交付に関する事以外は、年金事務所(日本年金機構)が受け付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険被保険者証再交付申請書</li> <li>健康保険高齢受給者証再交付申請書 など</li> </ul>
保健事業(健診など)に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診申込書</li> <li>特定健康診査受診券申請書 など</li> </ul>
貸付事業に関する事*	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額医療費貸付金貸付の申込書</li> <li>出産費貸付金貸付の申込書</li> </ul>

**提出先**

協会けんぽ東京支部宛の申請・届出は、下記に送付してください。  
**〒164-8540 全国健康保険協会 東京支部 宛**  
 協会けんぽ東京支部の郵便番号は、個別番号になっています。  
 個別番号(〒164-8540)を記載していただくと、宛先の住所をすべて省略できます。

**申請書**

申請書は、**協会けんぽホームページ**からダウンロードできます。※は除きます。  
  
 または、電話でお問い合わせください。  
**電話 03-6853-6111(代表)**

## 年金事務所(日本年金機構)で受け付ける書類

協会けんぽ加入者の皆様(任意継続被保険者は除きます。)の適用情報(氏名・住所・標準報酬等)は、**年金事務所(日本年金機構)に登録されたデータベース**を使用しています。そのため、新規の登録や登録内容に変更がある場合などは、事業主の皆様による手続きが必要となります。下記に関する書類は、年金事務所へお願いします。

手続きの内容	主な申請書・届出書
事業所に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規適用届</li> <li>適用事業所所在地・名称変更(訂正)届</li> </ul>
被保険者の資格に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者資格取得届</li> <li>産前産後休業取得者申出書</li> <li>健康保険被扶養者(異動)届</li> <li>被保険者報酬月額変更届</li> <li>健康保険被保険者資格証明書交付申請書 など</li> <li>被保険者資格喪失届</li> <li>育児休業等取得者申出書</li> <li>被保険者報酬月額算定基礎届</li> <li>被保険者賞与支払届</li> </ul>
事業所の保険料の納付に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料口座振替納付(変更)申出書 など</li> </ul>

**提出先**

年金事務所(日本年金機構)

**申請書**

申請書は、**日本年金機構ホームページ**からダウンロードできます。

日本年金機構

検索

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、それぞれの健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部(TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス[1])まで



## 平成28年度 年金額改定等について

### 物価・賃金によるスライドは行われず、平成27年度から据え置き

総務省より、平成27年平均の全国消費者物価指数が公表され、平成28年度の年金額は、法律の規定により、物価・賃金によるスライドは行われず、**平成27年度から据え置き**となります。ただし、被用者年金一元化法により、端数処理が変更になったため、平成28年4月分の改定から、**月額で数円の増減が生じます**。

また、新しい年金額による支払いは、通常、**4月分の年金が支払われる6月から**となります。

平成28年4月分からの年金額	平成27年度（月額）	平成28年度（月額）
<b>国民年金</b> 【老齢基礎年金（満額：1人分）】	65,008円	65,008円
<b>厚生年金</b> ※1 【夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額】	221,507円	221,504円※2

※1 夫が平均的収入の標準報酬月額42.8万円（賞与を含む月額換算）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

※2 上記の表の厚生年金（報酬比例部分）の年金額（年額）の端数処理について、平成27年度の厚生年金（報酬比例部分）の年金額（年額）は、100円未満四捨五入のため、1,097,866円（年額）⇒1,097,900円（年額）でした。平成28年度は、1円未満四捨五入となるため、1,097,866円（年額）となり、月額で3円変わります。



### 年金額改定等に関する Q&A



**Q** 平成28年度と平成27年度の年金額は同じですか？

**A** 平成27年10月に施行された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」により、年金額（年額）の端数処理が、それまでの**100円未満四捨五入から1円未満四捨五入**に改められました。これにより、老齢基礎年金が満額でない受給者の年金額や厚生年金の年金額に、基本的に各年金単位で**年額50円以下（月額4円以下）の増減**が生じます。

### 在職老齢年金の支給停止調整開始額等については、平成27年度から変更ありません

在職中に受ける老齢厚生年金（在職老齢年金）の受給者の年金額は、受給されている老齢厚生年金の月額（基本月額）と総報酬月額相当額によって調整されます。

**基本月額** 加給年金額等を除いた老齢厚生年金の月額

**総報酬月額相当額** その月の標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与額の合計÷12

#### 在職老齢年金の支給停止調整開始額等

60歳から64歳までの支給停止調整開始額	28万円に変更ありません※
60歳から64歳までの支給停止調整変更額	47万円に変更ありません
65歳以上の支給停止調整額	47万円に変更ありません

※60歳から64歳までは、在職中であっても、老齢厚生年金の月額（基本月額）と総報酬月額相当額の合計が28万円に達するまでは、支給停止はありません。



## 平成28年度 算定基礎届等の届出用紙の送付等

算定基礎届は、毎年7月1日から7月10日までに提出をお願いしています。算定基礎届等の届出用紙は、6月中旬に発送する予定です。算定基礎届およびその他必要となる届出は、期間内に提出いただきますようお願いいたします。

### 以下の届出用紙を送付します

協会けんぽ加入事業所	被保険者報酬月額算定基礎届、算定基礎届総括表、算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）、返信用封筒、厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届（該当者がいる場合のみ）※組合管掌事業所の場合には、被保険者報酬月額算定基礎届は送付されません。
定時決定時調査	厚生年金保険等の適用の適正化を図るため、年金事務所では、すべての適用事業所に対し、数年に一度、定時決定時調査等の事業所調査を行っています。定時決定時調査では、事業主の皆様は年金事務所等へ来所いただき、賃金台帳等の関係帳簿を確認させていただきます。定時決定時調査の対象となった事業主の皆様には、別途ご案内を送付します。算定基礎届等は、郵送せずに、年金事務所等での定時決定時調査の際に提出してください。

## 賞与支払届の提出のお願い

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に、賞与支払届と賞与支払届総括表の提出が必要です。この届出により、保険料や将来受け取る年金額等の計算の基礎となる標準賞与額を決定します。

### 届出にあたっての注意点

- 賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を印字した届出用紙（賞与支払届等）を前月に送付します。健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（処理票）を管轄の年金事務所に提出して、賞与支払予定月を登録してください。
- 登録している賞与支払予定月に支払いがない場合でも、賞与支払届総括表のみ提出が必要です。
- 賞与を年4回以上支払う場合は、標準報酬月額（算定基礎届）に算入することになるため、賞与支払届の提出は不要です。

### 国民年金ひとことメモ

## 若年者納付猶予制度

国民年金には、国民年金保険料の納付を免除する制度がありますが、本人の所得が低くても収入のある世帯主（親など）と同居している場合は、免除の対象にはなりません。

若年者納付猶予制度は、世帯主の所得に関わりなく、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。厚生年金に加入していないフリーターや就職活動中等、所得の少ない20代の方が対象です。この制度を利用している期間は、不慮の事故や病気またはけが等で、心身に障害が残った場合に受け取ることができる障害基礎年金の受給資格期間に算入されます。

**対象となる方** 30歳未満で、本人と配偶者のそれぞれの所得が一定金額以下の方です。  
**注意** 学生の方は、若年者納付猶予制度の対象になりません。学生納付特例制度をご利用ください。

**所得の目安** (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円 で計算した額以下となります。

#### 申請の流れ

- 1 申請書の入手** 市区役所や町村役場の国民年金窓口、年金事務所、日本年金機構ホームページから入手できます。
- 2 申請書の提出** 住民票を登録している市区役所や町村役場の国民年金窓口へ提出します。
- 3 対象期間** 原則、7月から翌年6月を対象として審査します。申請日が1月から6月の場合は、前年7月から本年6月を対象となります。
- 4 審査の結果** 納付猶予が認められた場合は、承認通知書が届きます。承認期間は、原則、7月から翌年6月の1年間です。すでに、国民年金保険料を納付した月分は、納付猶予の期間にはなりません。

平成26年4月から、申請時点の2年1か月前の月分まで申請できるようになりました。ただし、申請が遅くなると、万が一の際の障害基礎年金等を受けられない場合があります。すみやかに申請をお願いします。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からのお知らせ

# ストレスチェックのご案内

労働安全衛生法の一部改正により、平成27年12月から、**ストレスチェックの実施が義務化**されました。  
50名以上の従業員がいる事業場では、毎年1回必ず実施しなければなりません。

ストレスチェックとは、ストレスに関する質問票に答え、それを集計・分析して、**自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査**です。また、自分のストレスの状態を知ることによって、次のような対応が可能になり、**メンタルヘルス不調を未然に防止**するための仕組みです。

- (1) ストレスをためすぎないように対処する。
- (2) ストレスが高い状態のときは医師の面接を受ける。
- (3) 職場環境の改善を図ってもらう。



健康診断（生活習慣病健診・人間ドック・定期健康診断など）の内容として実施するものではありませんが、フィオーレ健診クリニックでは、ストレスチェックを行う提携機関を紹介しています。お気軽にお問い合わせください。

**ストレスチェックに関する問い合わせ先：TEL 03-5292-6515**（平日9:00～17:00）

## ストレスチェックの導入～実施～結果～対応までの流れ 例

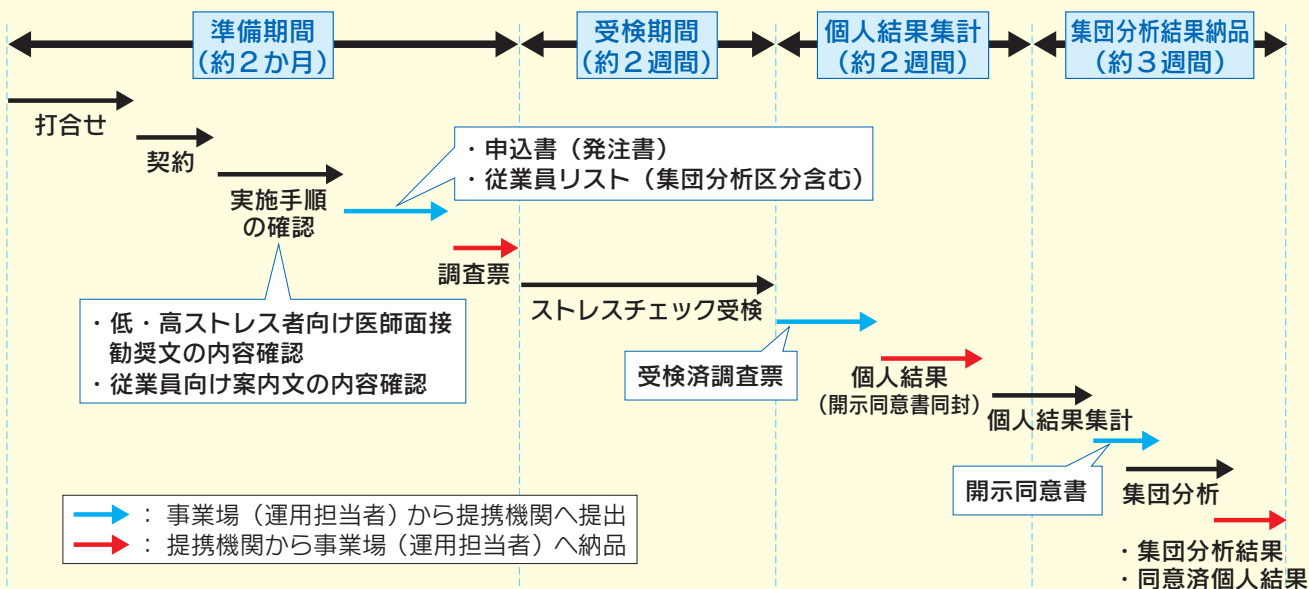
フィオーレ健診クリニックと提携している機関が行うストレスチェックには、調査票版とWEB版の2種類あります。今回は、調査票版で行う場合の流れをご案内します。

### 事業場（運用担当者）にしてください

- 契約
- 受検者情報の提供（氏名・所属部署等）
- 調査票の配布・回収・返送、個人結果の配布

### 受検者にしてください

- ストレスチェックの受検
- 回収用封筒への封入
- 個人結果の確認（保管）



次号（6月号）は、巡回健診 についてご案内する予定です。

## フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅 A2出口より徒歩1分  
副都心線

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211  
お問い合わせ TEL 03-5287-6217

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00  
土曜日健診実施日 9:00～12:00

健康診断およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。



東京社会保険協会 からのお知らせ

# 年金シニアライフセミナーと社会保険の基礎知識事務講習会 受講者を募集します

## 年金シニアライフセミナー 会員事業所限定

開催日時等	対象者・概要	定員・応募締切日・費用
平成28年7月27日(水) 【時間】 10時30分～16時 【講師】 (一財) 地域社会ライフプラン協会所属 ファイナンシャルプランナー 【メール申し込みURL】 <a href="https://fofa.jp/tosyaky/a.p/185/">https://fofa.jp/tosyaky/a.p/185/</a>	【対象者】 協会会員事業所に勤務する定年退職を間近にされた 50歳以上の被保険者およびその配偶者の皆様 【概要】 10時30分～12時 ●ライフプランの必要性と生きがい 13時～16時 ●ライフプランの作成と年金基礎講座	【定員】 100名 【応募締切日】 6月17日(金) 必着 【費用】 受講当日2,000円(1名)

## 社会保険の基礎知識事務講習会

開催日等	時間・講師	対象者・概要	定員・応募締切日・費用
① 平成28年7月5日(火) 【メール申し込みURL】 <a href="https://fofa.jp/tosyaky/a.p/183/">https://fofa.jp/tosyaky/a.p/183/</a>	【時間】 13時30分～16時 【講師】 特定社会保険労務士 菅沼 真奈美 氏 (菅沼社会保険労務士事務所)	【対象者】 初めて社会保険事務の 担当になられた方 【概要】 社会保険に関する専門 用語の解説とあらし	【定員】 各200名 【応募締切日】 6月10日(金) 必着 【費用】 ・会員事業所参加者 無料 ・非会員事業所参加者 受講当日3,000円(1名)
② 平成28年7月6日(水) 7日(木) 8日(金) 【メール申し込みURL】 <a href="https://fofa.jp/tosyaky/a.p/184/">https://fofa.jp/tosyaky/a.p/184/</a>		【対象者】 社会保険事務を担当されて から概ね1年以内の方 【概要】 資格取得や喪失、出産や 傷病の給付等、社会保険 制度のしくみや手続き	

### 応募方法

受講を希望される方は、メール または 郵送 の2通りの方法でお申し込みいただけます。応募者多数の場合は抽選とします。

#### 〒 郵送による申し込み

本ページの参加申込書を印刷して、必要事項を記入のうえ、**82円分の切手を貼った返信用封筒(宛先を明記)**を同封してください。

なお、**会員事業所の方は会員番号を記入または平成28年度協会費払込受領証のコピーを貼付**してください。

応募結果等は、締切後3週間程度でお知らせします。

#### ✉ メールによる申し込み

本会ホームページまたは**メール申し込みURL**にアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力の上、お申し込みください。  
 応募結果等は、締切後3週間程度で、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに返信します。

### お申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9  
 一般財団法人 東京社会保険協会 講習会 シニアライフ または 社会保険①② 係  
 TEL 03-5292-3596

 返信用封筒(申し込み人数分)をお忘れなく

## 年金シニアライフセミナー・社会保険の基礎知識事務講習会 参加申込書

参加希望のセミナー・講習会に☑してください。

参加希望セミナー・講習会	<input type="checkbox"/> シニアライフ <span style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 2px;">会員事業所限定</span>	<input type="checkbox"/> 社会保険 ①	<input type="checkbox"/> 社会保険 ②
ふりがな	年齢	性別	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">協会費払込受領証 貼付欄</div> <p>会員事業所の方は、左に会員番号を記入していただくか、金融機関等の受領印のある平成28年度協会費払込受領証のコピーを本欄に貼付してください。</p>
参加者氏名	歳代	男・女	
事業所名	<input type="checkbox"/> 会員 (会員番号 ) <input type="checkbox"/> 非会員 <input type="checkbox"/> 不明 <small>平成28年度協会費払込受領証に記載の7ケタの番号を記入してください。</small>		
事業所所在地	〒		
連絡先電話番号	(事業所・個人)	参加希望日 7月 日 ( )	
健康保険の種類 (○で囲んでください。)	<input type="checkbox"/> 全国健康保険協会(協会けんぽ)	<input type="checkbox"/> 健康保険組合 <input type="checkbox"/> その他	

※参加希望セミナー・講習会ごとに、1名ずつお申し込みください。

※上記情報は、申し込み受付事務および応募結果の発送ならびに本会事業案内以外に使用いたしません。

※返信用封筒が同封されていない等、参加申込書に不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。



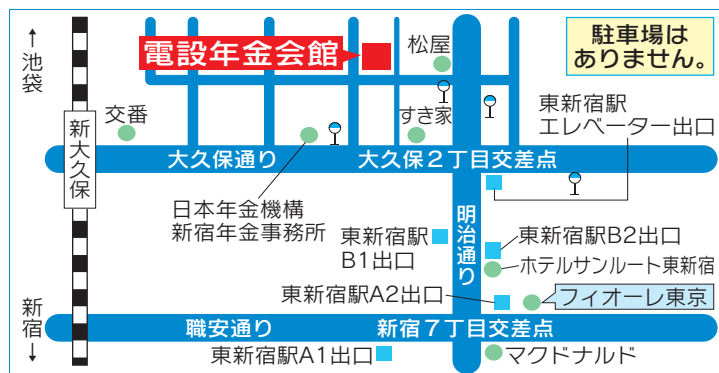
会場および地図

**電設年金会館** (東京都電設工業厚生年金基金会館)  
 新宿区大久保2-8-3

【交通】

- JR山手線 新大久保駅より徒歩10分
- 都営大江戸線 東新宿駅A1・A2出口より徒歩10分
- 東京メトロ副都心線 東新宿駅B1・B2・エレベーター出口より徒歩5分

東新宿駅の出口は、すべて地下で通じています。



**ぜひご加入ください! 東京社会保険協会 新規加入のご案内**

本会は、社会保険事務講習会・セミナー、契約宿泊施設の利用料補助、レジャー施設の割引、各種健康診断などの健康増進事業を通じ、社会保険制度の周知と健康づくりのお手伝いをさせていただいています。これらの事業については、年1回お願いしている協会費を唯一の財源として実施しています。ぜひご加入のほど、よろしくお願いたします。

特典案内は、<http://www.tosyakyō.or.jp/shibu/index.html> をご覧ください。  
 入会のお申し込みも同時に可能です。



お問い合わせは、事業課 (TEL 03-5292-3596) まで



ゴミゼロ運動

編集委員 小林 司



毎年5月の日曜日に、ゴミゼロ運動に参加しています。ゴミゼロは、“530”の語呂合わせで、5月30日がゴミゼロの日になっているようですが、必ずしも休日ではないため(何年かに1回は日曜日に当たる年もありますが)、前後の日曜日に近所の親水公園や歩道のゴミを拾う活動です。

私はボーイスカウトのビーバースカウト隊(小学校1年生と2年生)の隊長をしているので、スカウトたちと一緒にゴミを拾っています。最近、公園の清掃活動をされているボランティアの方も多くいらっしゃって、あまりゴミが落ちていないせいか、スカウトがとんでもない物をゴミだと言って持ってきてしまうことがあります。駐輪している子どもの自転車をゴミだと持ってきてしまったときは、あわてて返しに行きました。

こうした活動を続けることにより、子どもたちが街をきれいにするためには、ゴミを拾うよりもゴミ

を捨てないことが1番大切であることを心がけるように育ってほしいと願っています。

昨年11月に、「ビーバーの収穫祭」という行事を行いました。公園に集合してセレモニーをした後、歩いて近所の農園に行き、大根を収穫させてもらい、おやつにさつまいもをごちそうになり、公園に戻りました。

収穫祭終了のセレモニーをして解散すると、スカウトたちが保護者の方と公園のゴミを拾い始めました。「どうしたの?」と聞くと、「いつも公園を使わせていただいているのだから、きれいにして帰る」と言ってゴミを拾っています。当日はあいにくの雨で、公園のボランティアの方もいらっしゃらず、空き缶やお弁当の空き箱が落ちていました。彼らがゴミを拾ったおかげで、ゴミのないきれいな公園に戻りました。

スカウトたちの行動を見て、ゴミゼロ運動を続けてきてよかったと、あらためて思いました。私の隊からこのようなスカウトが育ってくれたことが、私にとって1番の収穫だと思いました。こうした子どもたちの成長がとても楽しみです。